

苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、法令の定めにより、金融商品取引業（投資運用業及び第二種金融商品取引業）に関する苦情処理措置及び紛争解決措置を以下のとおり講じております。

（１）投資運用業務

当社が加入しております一般社団法人投資信託協会が金融商品取引法の規定に基づく手続きを通じて、苦情及び紛争の解決を図ることとしております。

（２）第二種金融商品取引業務

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが金融商品取引法の規定に基づき行う苦情の解決又はあっせんにより、苦情及び紛争の解決を図ることとしております。

当社が加入しております一般社団法人投資信託協会は、その行う苦情処理及び紛争解決の業務について、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託しております。従いまして、当社の行う上記（１）及び（２）のいずれの金融商品取引業についても、苦情の相談及び紛争の解決のあっせんに関する窓口は、次の通りとなります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館電話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）

以上